

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	藤村 祐子
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>米国公立学校教員評価制度に関する研究 -ミネソタ州における「形式的」教員評価制度を中心に-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 古賀 一博 審査委員 教 授 山崎 博敏 審査委員 教 授 小川 佳万 審査委員 准教授 滝沢 潤</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、米国公立学校の教員評価制度の史的変遷及び展開過程を整理検討した上で、同制度の今日的態様の分析を通して、米国公立学校教員評価制度の意義、特質及び課題を明らかにすることを目的としている。</p> <p>周知のように、米国では近年、キャリア・ラダーや業績報酬、専門職スタンダードの導入やテストスコアをベースとする教育成果の追求などを背景に、同国の教員評価制度をめぐる状況は急速に変化している。ところが、本研究で意図したような教員評価制度の史的展開を整理した上で、その今日的な制度実態を連邦及び州それぞれのレベルで検討するとともに、判例分析を通して関係当事者間の法的権限関係を明らかにし、かつ実際の運用実態にまで踏み込んで現行の教員評価制度を考究した総合的かつ本格的な研究は、見あたらない。そこで、本論文は、以下のような論文構成により、その研究目的に接近している。</p> <p>まず、序章で、本研究の研究意図と研究方法について論じた後、第一章では、米国における教員評価制度がいかに展開されてきたのか、また如何なる評価理論に基づき教員評価が実施されてきたのか、その変遷を中心に整理している。</p> <p>第二章では、教育政策の中でも特に教員政策における連邦関与の特徴を分析し、連邦政策が教員評価制度の発展にどのような影響を与えたのかを明らかにしている。</p> <p>第三章では、No Child Left Behind Act (NCLB 法) 下において、教員評価がどのように制度整備されていったのか、その具体的な展開・発展過程を明らかにしている。</p> <p>第四章では、NCLB 法の法的枠組みを前提として実施されたオバマ政権下における教員政策のもと、各学区が教員評価制度をどのように展開しているのか、特に、専門職化を目指す教員評価制度に如何なる影響を与えたのか、その様相を明らかにしている。</p> <p>第五章では、教員評価制度をめぐる近年の訴訟事例に着目し、そこで展開される法的原理を明らかにするとともに、これまで明らかにしてきた米国教員評価制度の運用実態を解明している。</p> <p>第六章では、オバマ政権による連邦政策下においても、教職の専門職化の重要性を認識し教員評価制度改革を進めたミネソタ州の事例を詳細に取り上げ、アカウントビリティ・システムの構築と専門職化の実現に向けた取り組み実態を明らかにしている。</p>			

そして、終章では、本論での論述を踏まえ、米国において展開されてきた教員評価制度の特質と課題を指摘した上で、教員の力量形成を促す教員評価制度の可能性について言及している。

本研究は、次の諸点において高く評価できる。

まず、設定した研究目的に接近するため、米国教員評価制度に関連する各種関係一次資料及び文献、さらに現地で行ったインタビュー調査の結果等を検討素材にして、詳細な分析を行っている点である。特に、公的機関による一次資料としては、連邦議会や関連機関が発行する報告書、法規定、州法規定、委員会規則、州議会議事録、専門委員会参考資料、関連機関による報告書、全米教員団体である National Education Association (NEA) と American Federation of Teachers (AFT)による政策綱領、発行するニュース、各州や学区支部による政策綱領、団体交渉に関わる議事録、合意に関する覚書、さらには、関連する判決事例、新聞記事、インタビュー調査結果、調査時に入手した資料（評価ハンドブック、評価ルーブリック、評価シート等）多様なデータを駆使して実態に肉薄しており、その分析の手堅さは評価される。

次に、米国公立学校教員評価制度の特質として、以下の7点を指摘していることである。

- ① 各州の教員評価制度の発展に、連邦政府による教員政策が大きな影響を与えており、「連邦政策の基軸性」が存在している点
- ② 「州の制度枠組みと学区の運用実態に乖離」が看られる点
- ③ 各学区で展開された教員評価制度改革において、教員評価制度の有する「総括的評価機能の限界性」が看取される点
- ④ 教員評価制度改革を通して、「学校組織の再編化」が図られている点
- ⑤ 同国の教員評価制度では「教員間の協働性」が進められようとしている点
- ⑥ 「学区当局と教員団体の共同性」が効果的な教員評価制度の構築の鍵となっている点
- ⑦ 教員評価制度の創設に「教員団体による政治的思惑」が影響を与えている点、である。

さらに、同制度の課題として、以下の4点を指摘していることである。

- ① 教員の能力に関する概念がアウトカムを含めた多義的で多面的なものへとその捉え直しが広がっていった一方で、今日展開される教育政策において、米国全体としては、アウトカムの側面のみが過大注目され、教員の能力が教室内での指導や英語や数学などのテスト科目の教育に矮小化されている点
- ② 連邦政府による各州の教育政策への影響力が拡大してきている点
- ③ 公立学校教員の身分保障の正当性が問い直されている点
- ④ 教員の効果性概念に対する捉え直しが求められている点、である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29 年 2 月 9 日